

課題	具体的取組	取組目標	5年間の取組成果	主な実績
				<p>施、各局の予算編成過程（市長ヒアリング資料）の公開（18年12月）            (19年度予算編成で実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各局の予算編成過程（市長ヒアリング資料）の公表（20年1月）、正副議長・運営理事並びに各会派への提供資料の公開（20年1月）(20年度予算編成から実施)</li> <li>重点予算枠について、17年度成果を公表</li> <li>予算編成方針と合わせて、重点予算の内容や額の設定を公表（18年9月）</li> <li>当初予算プレス資料と合わせて、「重点的に取組む主な施策」を公表（20年2月）</li> </ul>
2 審議会や第三者委員会のあり方の見直し	①審議会や第三者委員会のあり方の見直しと情報公開	(1)第三者委員会を中心に点検を行い、不必要的もの、機能していない委員会は廃止 (2)第三者委員会を中心に、活性化の方法を具体的に検討 (3)審議内容の迅速かつ全面的情報公開 (4)同一委員による兼務は3つまでとする。また、同一委員会での在任期間を4年以内とする等のルールを確立	<p>「審議会等の設置及び運営に関する指針」の改正などの取組により、審議会等数の見直しや審議内容公開の徹底を図ることができた。</p> <p>審議会等設置数の見直し            18年4月：197審議会            22年10月：143審議会（▲54見直し）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「審議会等の設置及び運営に関する指針」を改正（18年4月）</li> <li>指針の遵守状況に関する調査を半年毎に実施（18年4月～）</li> <li>審議会等の運営状況及び各局における指針の達成状況を公表（21年1月～）</li> </ul>
<b>V 健全な労使関係の構築</b>				
1 組合との関係の見直し	①組合との関係の明確化	(1)組合との関係について実態を明らかにするための調査を実施 (2)協議事項は勤務労働条件のみであることを当然の前提とする。今後は協議事項の具体化、協議の当事者・協議の場など協議ルールを確立する。また、ルールを守らない職員は処分する。	実態調査の実施、交渉等に関するガイドラインの策定など組合との協議事項のルールを確立した。 また、「ながら条例」（職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例）の適正な運用を行い、関係規則の廃止を行うとともに、その運用状況について毎年度、公表を実施することで、健全な労	<ul style="list-style-type: none"> <li>労使関係に関する実態調査の実施            全職員に対するアンケート調査（18年3月）など</li> <li>職員団体及び労働組合との交渉等に関するガイドラインの策定（18年6月）</li> <li>「ながら条例」に基づき行った交渉について、その職務免除の回数などを公開（18年8月～）</li> </ul>